

都留市生活バス路線維持費補助金交付要綱の改正について

1 改正事由

都留市では、市内におけるバス運行を維持し、地域住民の福祉を確保するため、不採算の生活路線を運行するバス事業者に対し、補助対象経費の1/2以内の補助金を交付してきた。

しかしながら、近隣市町村が60～100%を補助している状況により、バス事業者から補助率の引き上げを求められている。

高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段を確保するため、補助率の見直しを目的として、都留市生活バス路線維持費補助金交付要綱の改正を行う。

2 近隣市町村の状況

	都留市	富士吉田市	大月市	上野原市
補助率	1/2以内	100%	60%	予算の範囲内

※富士吉田市は、コミュニティバス(巡回バス)の運行に係る経費

3 都留市の補助金支出額の状況

(単位：千円)

平成19年度	11,549
平成20年度	14,000
平成21年度	12,698

4 要綱の改正内容

都留市生活バス路線維持費補助金要綱中第8条第1項について「補助対象経費の額の2分の1」を「補助対象経費の額以内の額」に改める。

【条文】

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に掲げる額とする。

- [改正前] (1) 生活交通路線 第5条の規定による補助対象経費の額の2分の1に相当する額以内の額
- (2) 特定生活交通路線 第5条の規定による補助対象経費の額以内の額

- [改正後] (1) 生活交通路線 第5条の規定による補助対象経費の額以内の額
- (2) 特定生活交通路線 第5条の規定による補助対象経費の額以内の額

5 今後の方向性

補助率の見直しに伴い、市の貴重な財源を有効に使うためにも、住民の利便性を最優先に考え、路線バスの有効な運行に向け市民、事業者との協働により適正なダイヤ等の検討を積極的に行うとともに、バス路線の活性化を図るため、広報等で運行ダイヤの改正、及び乗車人員の増加に向けた啓発や、その他路線バスの情報の掲載を行っていくこととする。